

平成29年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 増 田 製 粉 所 代表者名 代表 取締役社長 武政 亮佐 (コード番号 2008 東証 第二部) 問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 岩永 和弘 (TEL. 078-681-6701)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。併せて、平成29年6月29日開催予定の第129回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

全国証券取引所は、投資家様の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画(平成19年11月27日公表)」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限を平成30年10月1日と決定しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

## 1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

上記「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

- (2)変更の内容
  - 普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
- (3)変更予定日 平成29年10月1日
- (4)変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第129回定時株主総会において、後記「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

- (1) 併合の内容
  - ①併合する株式の種類 普通株式
  - ②併合の比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実質上9月29日)最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

# ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	10,000,000株
併合により減少する株式数	9,000,000株
併合後の発行済株式総数	1,000,000株

(注) 併合により減少する株式数は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた 理論値です。

## ④併合の影響

併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

⑤1株未満の端数が生じる場合の対応

併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第234条および第235条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

# (2) 併合により減少する株主数

(平成29年3月31日現在)

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,266名(100.00%)	10,000,000株(100.00%)
10株未満	107名 (8.45%)	144株 (0.00%)
10株以上	1,159名 (91.55%)	9,999,856株(100.00%)

(注)上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在10株未満の株を所有されている株主様107名(所有株式数144株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (3) 併合の条件

平成29年6月29日開催予定の第129回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が 承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款一部変更

## (1)変更の理由

「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に、定款の記載を伴わせるためです。 なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一 部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

## (2)変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、	
<u>2,000</u> 万株とする。	<u>200</u> 万株とする。	
(単元株式数)	(単元株式数)	
第8条 当会社の単元株式数は、1,000株と	第8条 当会社の単元株式数は、100株と	
する。	する。	

# (3)変更の効力発生日平成29年10月1日

## (4)変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第129回定時株主総会において、「2.株式併合」に関する 議案が承認可決されることを条件といたします。

# 4. 単元株式総数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月11日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
株式併合および単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注)上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における当社普通株式の売買単位が1,000株のち100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

添付資料:【ご参考】(単元株式の変更および株式併合に関するQ&A)

## 【ご参考】

## 単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

## Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか?

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位 となる株式数を変更することです。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画(平成19年11月27日公表)に基づき、すべての国内上場会社の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目標にした取組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。以上を踏まえ、今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

#### Q2. 株式併合とはどのようなことですか?

A2. 株式併合とは、数個の株式を合わせてそれよりも少数の株式にすることです。今回当社では、10株 を1株に併合いたします。

この株式併合により、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することができると考えております。

#### Q3. 資産価値への影響はありますか?

A3. 株式併合は、各株主様の所有株式数を一律・按分比例的に減少させるものですし、株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの要因を別とすれば、株主の皆様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

例えば、現在1,000株お持ちの方の株式数は100株となりますが、1株あたりの純資産額は10倍になりますので、資産価値に変動はありません。

## Q4. 受け取る配当金への影響はありますか?

A4. 株主様の所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合(10 株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

#### Q5. 最低投資金額への影響はありますか?

A5. 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。 [具体例]平成29年3月30日の終値(373円)を元にした試算

時期	株価	単元株式数	最低投資金額
併合前	373(円)	1,000(株)	373,000(円)
併合後	3,730(円)	100(株)	373,000(円)

## Q6. 所有している株式と議決権はどのようになりますか?

A6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,432株	5個	543株	5個	0.2株
例②	1,000株	1個	100株	1個	なし
例③	999株	なし	99株	なし	0.9株
例④	345株	なし	34株	なし	0.5株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例①、③、④、⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(上記の例⑤のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

## Q7. 株主は何か手続が必要ですか?

A7. 株主様が、当社や証券会社に対して、特段の手続が必要になることはありません。 (ただし、ご所有の株式が10株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。)

# Q8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか?

A8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

## Q9. 今後はどのようなスケジュールになりますか?

A9. 次のとおり予定しております。

平成29年5月11日 取締役会決議日

平成29年6月29日 定時株主総会決議日

平成29年9月26日 1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成29年11月中旬 株式割当通知の発送(予定)

平成29年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い(予定)

# ※ お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話:0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間:午前9時から午後5時まで(土休日を除く)